

広島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十三条第二項第三号の規定によって、次の区域を利便増進誘導区域に指定するので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和五年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

厳島公園線

三 道路の場所

指 定 する 場 所	指 定 日
廿日市市宮島口一丁目二六〇七番一地从から 廿日市市宮島口一丁目二六〇七番一二まで	令和五年三月一日